

金沢市医療的ケア実施検討委員会設置要綱

(平成29年3月29日決裁)

(設置)

第1条 金沢市教育委員会は、金沢市立学校に通学する又は通学を予定している児童生徒の学校における医療的ケアの実施について検討するため、金沢市医療的ケア実施検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 医療的ケアの実施の有無
- (2) 医療的ケアの内容
- (3) 医療的ケアのための看護師等派遣の有無
- (4) 各学校における医療的ケアの安全な実施に関すること
- (5) その他医療的ケアを実施する上で必要なこと

(組織)

第3条 検討委員会は、7人以内で組織する。

2 検討委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 弁護士
- (4) 福祉局又は保健局の職員
- (5) 医療社会事業専門職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再選は妨げないこととする。欠員の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(その他)

第6条 検討委員会の会議は、教育長が招集し、委員である者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 対象児童生徒の審議時においては、対象児童生徒が在籍する学校長を説明員として招集する。

3 検討委員会において、特に必要のある場合は、委員以外の者の意見を徴することができる。

4 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。